

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示

平成19年 2月 1日

近畿地方整備局

姫路河川国道事務所長 井上 智夫

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本業務については、姫路河川国道事務所の管理する一般国道に関する道路の状況、交通の状況等に関する情報を収集管理し、道路利用者に情報提供を行う業務である。

本業務を実施するにあたって、道路管理システムに組み込まれた道路情報板や各種道路施設のモニターなどの操作や対外的な事象に対しての連絡・報告等、道路管理全般に関する専門的な技術力が要求される。さらに、道路情報提供等の道路利用者対応を行ううえで、公平性・中立性や業務上知り得る各種情報に関する秘密の保持の管理体制が確立されている必要があることから、(財)道路保全技術センター(以下、「特定公益法人等」という)を契約の相手方とする契約手続きを行う予定としていますが、当該公益法人以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4.の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定公益法人等との契約手続きに移行する。

なお、4.の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定公益法人等と当該応募者に対して、プロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

2. 業務概要

- (1) 業務名 平成19年度姫路河川国道管内道路情報管理業務
- (2) 業務内容 姫路河川国道管内の道路情報等を収集管理し、道路利用者への情報提供等。
- (3) 履行期限 平成20年3月31日

3. 業務目的

本業務は、姫路河川国道事務所の管理する一般国道に関する道路の状況、交通の状況等に関する情報を収集管理し、道路利用者に情報提供を行うことを目的とする。

4. 応募要件

(1)参加意思確認書の提出者に対する要件は、以下のとおりとする。

1) 基本的要件

予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

近畿地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

2) 技術力に関する要件

道路管理システムに組み込まれた道路情報板や各種道路施設のモニターなどの操作や対外的な事象に対しての連絡・報告等、道路管理全般に関する専門的な技術力を有していること。

3) 中立性・公平性に関する要件

特定の企業・個人に偏りしない、公平・中立な立場で業務を実施することが出来ること。

4) 守秘性に関する要件

・ 守秘義務の遵守及び違反した場合の適切な罰則などについて社則などに明記していること。

・ 守秘義務の遵守に関する講習会・研修等を定期的実施していること。

5) 業務執行体制に関する要件

・ 近畿地方整備局管内に本社・支店等又は支社・支店・営業所等があること。

・ 道路情報管理業務を行うことのできる要員を十分に確保していること。

・ 道路情報に関する講習会・研修等を定期的実施していること。

6) 業務実績に関する要件

元請けとして、平成13年度以降において完了し引き渡しが進んでいる業務で1件以上の同種業務または類似業務の実績を有していること。

同種業務：国が発注した近畿地方整備局管内における道路情報に関する管理業務

類似業務：近畿地方整備局管内の府・県または政令市が発注した自動車専用道路を含む道路情報に関する管理業務

(2) 配置予定技術者に対する資格要件及び業務実績等は以下のとおりとする。

1) 配置予定主任技術者

資格要件

配置予定主任技術者は、以下のア)イ)ウ)のいずれかの資格を有している者であること。

ア) 技術士(建設部門)の資格を有し、過去5年間に道路情報管理業務の同種又は類似業務の実績を有するもの。

イ) 1級土木施工管理技士の資格を有し、過去5年間に道路情報管理業務の同種又は類似業務の実績を有するもの。

ウ) 近畿地方整備局で道路関係の技術的な行政経験を15年以上経験しているもの。

同種業務とは、国が発注した近畿地方整備局管内における道路情報に関する管理業務を言い、類似とは、近畿地方整備局管内の府・県または政令市が発注した自動車専用道路を含む道路情報に関する管理業務を言う。

同種業務の実績

平成13年度以降において完了し引き渡しが行われている業務で1件以上の同種業務または類似業務の実績を有していること。

- 1) 同種業務：国が発注した近畿地方整備局管内における道路情報に関する管理業務
- 2) 類似業務：近畿地方整備局管内の府・県または政令市が発注した自動車専用道路を含む道路情報に関する管理業務

手持ち業務量

全ての手持ち業務の契約金額が4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者。

恒常的な雇用関係

配置予定主任技術者については、参加意思表示する法人と直接かつ恒常的な雇用関係にあること。

なお、「恒常的な雇用関係」とは、参加意思確認書の提出日において3ヶ月以上の雇用関係があることをいう。

2) 情報管理員

資格要件

情報管理員者は、以下のア)イ)ウ)エ)のいずれかの資格を有している者であること。

- ア) 道路情報管理業務の同種業務の実績を有するもの。
- イ) 道路情報管理業務の類似業務の実績を有するもの。
- ウ) 近畿地方整備局で道路関係の技術的な行政経験を5年以上経験しているもの。
- エ) 大学・高専卒業又は高校卒業後2年以上で道路管理に関する必要な知識・技術を習得したもの。

同種業務とは、国が発注した近畿地方整備局管内における道路情報に関する管理業務を言い、類似とは、近畿地方整備局管内の府・県または政令市が発注した自動車専用道路を含む道路情報に関する管理業務を言う。

3) アナウンサー

資格要件

アナウンサーは、以下のア)イ)ウ)のいずれかの資格を有している者であること。

- ア) 道路情報管理業務の同種業務でアナウンサーとしての実績を有するもの。
- イ) 道路情報管理業務の類似業務でアナウンサーとしての実績を有するもの。
- ウ) アナウンサーとしての経験又は教育を受けたもの。

同種業務とは、国が発注した近畿地方整備局管内における道路情報に関する管理業務を言い、類似とは、近畿地方整備局管内の府・県または政令市が発注した自動車専用道路を含む道路情報に関する管理業務を言う。

5. 手続等

(1) 担当部局

〒670-0947 兵庫県姫路市北条1-250

国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所 経理課

電話：079-282-8211(代)(内線220) FAX：079-222-4659

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間

平成19年2月1日(木)から平成19年2月21日(水)までの土曜日、日曜日及び祝日を
除く毎日、9時00分から16時00分まで

交付場所

(1)に同じ。

交付方法

手渡しとする。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

提期期限

平成19年2月21日(水)16時00分

提出場所

(1)に同じ。

提出方法

持参すること。

6. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口5(1)に同じ。

(3) 当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出
予定期限：平成19年3月 8日(木) 16時00分

(4) 近畿地方整備局(港湾空港関係を除く。)における平成17・18年度土木関係
建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていな
い場合も、5.(3)により参加意思確認書を提出することができるが、その者が技術
提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、
技術提案書の提出の時に於いて、当該資格の認定を受けていなければならない。

(5) 詳細は説明書による。

以上